

★DV被害により子どもとともに避難している方

●令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、南富良野町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

★子どもが児童養護施設等へ入所中の場合

●児童養護施設等に支給することになります。